

## 高岡中学校区（穆佐小学校区）スクールバス運行管理業務委託仕様書

### （委託の範囲）

第1条 スクールバスを運行する学校は、高岡中学校とする。

2 受注者は、高岡中学校が授業を行う日の登下校時において、宮崎市高岡町内之八重地区から高岡中学校までの区間にスクールバスを運行する。

3 委託期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とし、前項の授業を行う日には、日曜参観日、夏季休業期間中の登校日及びサマースクール、体育大会（前日準備を含む。）等を含むものとする。年間約210日。

### （運行基準）

第2条 運行基準は、次のとおりとする。

(1) スクールバスは、ジャンボタクシーに限るものとし、その形態は、次のとおりとする。

ア 乗車定員は、9人以下とする。

イ 全席シートベルト付きの車両とする。

ウ 車両の前後左右にスクールバスであることの表示を行うものとする。

エ 朝の登校時に一度で全員乗りきれの規模であること。（生徒7名乗車予定）

(2) スクールバスの運行経路及び停車場所は、発注者が指定し、原則として運行経路の変更及び指定した停車場所以外での乗降は行ってはならない。

(3) スクールバスの運行時刻は、次に掲げる基準により発注者が定め、次条の規定により受注者に通知するものとする。

ア 登校時においては、生徒の自宅出発時刻を午前7時以降とし、中学校の始業時刻の10分前には到着するよう運行する。

イ 下校時においては、高岡中学校の終業時刻、部活動終了時間に合わせて運行する。

(4) スクールバスの利用者は、高岡町内之八重地区、柞木橋地区に居住する中学生とし、それ以外の者を乗車させないこと。ただし、教職員等の乗車については、必要に応じて対応する。

(5) 運行経路及び停車場所（生徒7名乗車予定）

☐ 朝 内之八重地区→柞木橋下地区入口→柞木橋下地区→柞木橋地区→高岡中学校  
7：20            7：25                    7：30            7：35            7：45

☐ 夕 高岡中学校→柞木橋地区→柞木橋下地区入口→柞木橋下地区→内之八重地区

**※帰りについては、中学校の終業時間、部活動終了時間により出発時間を決定。**

**曜日によって異なり、1日あたり1～2便を予定。**

### （運行計画書の通知）

第3条 発注者は前条第3号の基準に基づき、1ヶ月ごとの運行計画書を作成し、その1週間前までに、スクールバス運行計画書により、受注者に通知する。

2 前項の規定にかかわらず、災害、道路状況の悪化等やむを得ない事情が生じた場合又は発注者が特に指示した場合は、発注者の指示に従いスクールバスを運行しなければならない。

(運行に当たっての厳守事項)

第4条 受注者は、スクールバスの運行に当たって、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) スクールバス運行については、道路運送法等関係法令に基づき運行すること。
- (2) 定期的な換気や車内の消毒、利用者の乗車位置の配慮など十分な感染症拡大防止対策をとること。
- (3) 台風等の緊急の場合又は発注者が特に指示した場合において、発着時刻、運行経路、指定した停車場所等の変更に対し、常に対応できる体制を整えること。
- (4) スクールバスの運行状況について、スクールバス運行報告書(様式第1号)により翌月10日までに報告すること。
- (5) 一定数の緊急連絡先及び連絡優先順位を定め、発注者に通知すること。また、変更が生じた場合は速やかに通知すること。
- (6) 所定の運行時刻どおりに運行できない場合、又は運行中に支障が生じた場合は、直ちに発注者に連絡すること。
- (7) 運行の実施により、仕様書に疑義を生じた場合は、発注者の指示を受けること。

(安全な運行のための遵守事項)

第5条 受注者は、発注者の指示に従い、関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を遵守し、十分な点検と注意をもって、安全な運行に努めなければならない。

- (1) 走行時はもとよりバス乗降時についても、生徒の安全に十分に注意すること。
- (2) 車両については、自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)の定めるところにより点検を行い、十分な車両整備に努めること。また、毎日の点検結果についてスクールバス運行報告書に記載すること。
- (3) 気象状況並びに運行経路の交通及び道路状況の把握に努めること。
- (4) 事故等が発生した場合は、直ちに応急の措置をとるとともに、生徒の救護及び安全確保を行ったうえで、速やかに発注者に連絡し、事故報告書(様式第2号)を提出しなければならない。
- (5) 賠償等に関する費用(事故等における補償、処理及び車両の修繕料)については、すべて受注者の負担とする。

(委託費用)

第6条 委託費用については、運行に係る人件費、設備費、諸経費、車検のための費用、自賠責保険料、任意保険料、一般整備費、燃料費その他運行に係るすべての経費とする。

注 発注者は宮崎市を、受注者は受託者をいう。